

7・15 強行採決に抗議！16日の衆議院採決を許さない！

7.17 緊急県民集会に参加し、宮城県民の意思を示そう！

みやぎ憲法九条の会世話人会は15日、直ちに抗議の記者会見！

- ・ 安倍内閣は安保法制を衆議院で7月15日委員会採決を強行しました。
 - ・ みやぎ憲法九条の会では直ちに世話人会声明を公表し、午後3時半から記者会見。後藤東陽代表など6名が参加して、安倍政権のやり方を厳しく糾弾しました。
 - ・ 安倍内閣は16日にも本会議採決する予定と言われ、抗議活動を一層強める必要があります。
 - ・ 60日条項で採決も図る方針と言われ、会期末の9月27日まで国会は緊迫！
 - ・ 7月17日、県内では「安保法案ゼットイ廃案！衆議院採決を許さない7・17緊急県民集会」に結集し、我々の怒りをぶつけましょう。
 - ・ 7.17集会。各九条の会は7・17集会に多数の参加を！
1. 名称 「安保法案ゼットイ廃案！衆議院採決を許さない！7・17緊急県民集会」
 2. 日時 7月17日(金)午後6時~6時半：午後6時半よりデモ行進（7時すぎには終了）
 3. 会場 元鍛冶丁公園（1000名は優に入ります。）
 4. 同日、午後6時半より脱原発集会があります。時間を30分ずらし互いにエール交換！
 5. 当日の集会参加者に配布する『当日配布チラシ』には県内全九条の会の名前掲載。

（これからの企画）8月29日（土）宮城県内九条の会連絡会の総会を開催！

宮城県内九条の会連絡会では連絡会総会を開催します。年一回の総会です。

日時 8月29日（土）13時～

会場 仙台市シルバーセンター（仙台駅から徒歩5分）

講演 小沢隆一さん（慈恵会医科大学教授：憲法学、九条の会事務局）

総会 小沢さんの講演終了後直ちに行います。

参加費 500円

※ 九条の会の関係者以外でも小澤隆一先生の講演を聴くことが出来ます。

※ 小沢先生は7月13日の衆議院の中央公聴会で意見陳述。安保法案に反対する立場で主張されました。

**＜九条の会事務局主催＞戦争法案は廃案に！ 九条守れ 九条の会交流・討論
集会を開催します。各九条の会で参加をご検討ください。**

九条の会事務局からの連絡です。会期末に向けてどのような運動を展開し、戦争法案を廃案に追い込むか。各地域・分野の九条の会による経験や意見を交流します。あらかじめ参加数などを把握するため、参加希望の方は、お名前、所属の九条の会、住所、電話FAX番号を事前に東京の九条の会の事務局までFAX・メール・郵便で御連絡下さい。

▽日時 8月12日(水) 午後6時から8時30分

▽会場 東京しごとセンター 東京都千代田区飯田橋3-10-3

(JR、地下鉄東西線・有楽町線・南北線 飯田橋駅下車 徒歩10分)

**7月15、16日に安保法制の強行採決の動き！街宣は週2回とします。
他の各組織も繁華街での宣伝を強化しています。**

7月16日(木)、21日(火)、23日(木)の3回。12時~13時・平和ビル前。(7月24日~8月2日は仙台市議選のため。)

**県内の自治体で安保法制・戦争法案に明確な態度を求める要請行動が
強まっています。**

政府に対し、自治体から安保法制の取り扱いに対する批判が強まっています。請願の内容は「撤回」と「慎重審議」の二つのタイプ。

- ・ **8市町で採択！** 県内では大崎市、美里町、名取市、栗原市、登米市、蔵王町、村田町、涌谷町、の8市町では「撤回」「合意なしの採決はしない」「慎重審議」を要請。
- ・ **県・市町7つ、合計8は否決。** 宮城県議会、仙台市、塩釜市、白石市、多賀城市、岩沼市、大河原町では否決、七ヶ宿町は事前協議で3人对6人で議会提案断念。
- ・ 朝日新聞の7月9日付報道では全国1741自治体の内、「安保法制反対」144議会、「慎重に」181議会、合計325議会、賛成6議会。2割近い自治体が「慎重」もしくは「反対」。
- ・ なお同日の朝日新聞は名取九条の会の16行に渡って紹介。後藤不二夫代表のコメントも掲載されています。ぜひお読みください。

6月から署名用紙が変わりました。九条の会の全国統一署名

- 5月までは九条の会の統一署名用紙「集団的自衛権行使容認に反対する署名」を展開。6月からは「安保関連法案の廃案を求める署名」を行います。第一次集約は6月15日で終了。今後も継続します。集まった署名はみやぎ憲法九条の会に送ってください。
- 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める署名」は5月で一旦終了。6月16日で23,028筆。東京の九条の会に送付済み。その後も届いています。手元に残っている会・個人はお送りください。新たな署名はまだ200名ちょっと。こちらのみみやぎ憲法九条の会に送って下さい。
- ・ まさに正真正銘の「正念場」。県民への宣伝を徹底して強化しましょう。

大判チラシは残部僅少、配布はほぼ終了。ありがとうございました。

大判チラシは30万枚印刷しましたが、先週で配布をほぼ完了。ご協力ありがとうございました。県民に力となって、今後の活動に活かされるものと確信しております。

(これからの企画) 平和七夕の訴え「平和折り鶴」今年も折りましょう、飾りましょう、平和七夕！

今年で40回目の平和七夕。折って、飾って、平和を訴えましょう。

1. 平和七夕 8月6日~7日。クリスロード(旧名掛丁・ダイエー隣)
2. 平和七夕を折ってくださる方を募集しています。
 - (1) 自宅で折ることが出来る方へ。代表の油谷さんにお電話ください。折り方をお教えします。油谷重雄宅 022-378-5765 か仙台 YMCA 022-222-7533
 - (2) 仙台 YMCA で折ってくださる方。5月12日~7月14日18時~20時、または7月20日~8月5日14時~20時。場所仙台 YWCA。西公園前、立町小学校の裏。
3. 「被曝70年・平和七夕40回」展：日時 8月1日(土)~8月5日(水)10時~17時
4. 本掲示：8月6日~8日。仙台市クリスロード商店街・ダイエー仙台店前
 - 1本の吹流しに3.6万羽、5本で18万羽の折り鶴が必要です。
5. キャンパもよろしく！経費は60万円かかります。みなさんのキャンパをお願いいたします。郵便局の払込取扱票で「番号18190-2-6383401 加入者名 油谷重雄」宛てにお送りを。
6. 七夕の三日間です。クリスロード(元名掛丁)のダイエー脇に展示します。「平和のシンボル」です。ぜひ、ご覧下さい。
7. 主催「平和を祈る七夕」市民のつどい
連絡先油谷重雄(022-378-5765) 仙台 YMCA (022-222-7533)
呼びかけ人 油谷重雄・安部武・岩城幸治・金原道子(仙台 Yメネット会)・丹野ヒサ・平賀徹夫・船越玲子・増田喜一郎・村井伸夫(仙台 YMCA 総主事)

(これからの企画) 仙台文学館企画事業・こまつ座第111回公演。残券僅少！

井上ひさし作・栗山民也演出「国語元年」の券発売開始！

- 九条の会の創設者井上ひさしさんの名作「国語元年」を仙台文学館が公演します。井上ひさしさんと縁の深い九条の会のメンバーは特別価格で鑑賞できます。
- 演出は栗山民也さん。八嶋智人、朝海ひかる、久保酎吉、那須佐代子、たかお鷹など実力派俳優が競演。明治初期、日本語をどう統一していったか、「日本語」とは？
- 一回の公演のみです。売り切れが予想されます。お早目にお申し込み下さい。

公演日時 2015年10月8日(木) 開場18時 開演18時30分

会場 イズミテイ21大ホール(仙台市泉区泉中央2-18-1) ☎ 022-375-3101

入場料 SS席 6500円のところ九条の会経由価格6000円

S席 5000円のところ九条の会経由価格4500円

(他にA席4000円、ユース1000円がありますが、九条の会価格はございません。)

- お申し込みはみやぎ憲法九条の会（022-728-8812）まで。
- 入場券の販売は7月10日より。九条の会以外では市内プレイガイドでも発売しますが、定価となります。
- なお満席売り切れの際はご容赦ください。

(今からの企画) KIRAKIRA☆9の沖縄問題学習会

KIRAKIRA☆9の学習会です。

1. 沖縄の米軍基地問題の学習会
2. 日時 7月23日(木) 18時半~20時半
3. 会場 東六コミュニティセンター2F 第一会議室
4. 内容
 - ① 「沖縄の米軍基地反対運動の歴史と到達点」
 - ② キャンプシュワブ前の座り込み・辺野古テント村の闘いの報告
5. 会場が狭いので以下の電話でお申し込みください。090-9636-9287 菊地

(今からの企画) 憲法9条違反の「安保法制」反対！

大崎のつどい

4月に大崎九条の会連絡会が結成されました。その第一回講演会です。

大崎九条の会連絡会はふるかわ九条の会、玉造九条の会、こごた憲法九条の会、鹿島台憲法九条の会、大崎教職員九条の会、大崎健康福祉友の会九条の会の6つの九条の会と大崎の二つの護憲組織が作ったものです。

日時 7月25日(土)13時15分～

会場 古川保健福祉プラザ（fプラザ）

演題 （仮題）憲法違反の「安保法制」の問題点

講師 小野寺義象弁護士

大崎地方のみなさん、こぞってご参加ください。

(今からの企画) 戦争法案と安倍政権にレッドカードを！塩釜地域大集会

日時 7月25日(土) 午後1時半開場・2時開会

会場 千賀ノ浦緑地公園（イオンタウン塩釜向い）

内容 安倍政権に物申す怒りのリレートーク

集会決議

連絡先 「安倍政権にレッドカードを！塩釜地域大集会」実行委員会

塩釜地方労連 365-2701

(今からの企画) 数学教育協議会第63回全国研究大会。樋口陽一さんが講演します。

「70回目の8月15日を前に憲法を考える」

数学教育協議会は8月3日(月)、第63回全国研究大会を開催します。

「市民に贈る夕べ」を市民向けに開放します。講師は仙台出身の樋口陽一さん（東北大学名誉教授・東京大学名誉教授）。皆さん、ご参加ください。

日時 8月3日（月）開場17時30分。18時数学教育協議会開会行事、
18時30分講演の開演。20時終了。

会場 東京エレクトロンホール宮城大ホール（旧県民会館）

参加費 無料。どなたでも参加できます。

主催 数学教育協議会

後援 宮城県教育委員会・仙台市教育委員会、マスコミ各社が後援。

（これからの企画）「戦争法案やばいっしょ！学生デモ in 宮城

日時 8月9日（日）16時～

会場 花京院シルバーセンター前

若者中心のデモです。若者でない方もどうぞ！

（これからの企画）教育のつどい—教育研究全国集会2015 in 宮城 戦後70年、手をつなごう、子どもに平和な未来を手渡すために

日時 8月16日（日）、17日（月）、18日（火）日

会場 8月16日（日）13時～15時半 開会全体集会

講演「世界の取材現場から～子どもと戦争」

講師 金平茂紀さん（TBS『報道特集』キャスター）

8月16日16時半～19時 教育フォーラム

8月17日～18日 分科会

主催 「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい—教育研究全国集会2015」

事務局 東京03-5211-0123 ファックス03-5211-0124

事務局 仙台高教組気付 022-234-1335

（これからの企画）宮城女性九条の会10周年イベント

「標的の村」を作った三上智恵さんの講演と「辺野古600日間の闘い」（47分間）の上映を検討しています。

日時 2015年9月26日（土）13時20分～16時（12：50開場）

会場 エルパーク（三越隣）6F ギャラリーホール

映画と講演のつどい 「沖縄を伝える」

①ドキュメンタリー映画「海にすわる～辺野古600日間の闘い」（映画監督：三上智恵さん）
2006年50分、琉球朝日放送製作。ギャラクシー賞テレビ部門優秀賞。「地方の時代賞」
審査員推薦、他受賞多数。

②講演 三上智恵さん

前売り券 1000円（当日1200円）中高大学生500円

問い合わせ先：宮城女性九条の会

☎090-5832-6836 FX022-241-0429

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（28）

2015年7月15日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（4）では「運用基準」は、別表該当性につき、いかなる特別秘密を指定要件として掲げているのだろうか。

長文なものだが、重要だと思うので敢えてその全文を掲げることとする。全部で55項目ある。そこで重要と思われる項目に●をつけておく。

（1）別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公開性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

（別表第I号（防衛に関する事項））

イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

● (a) 自衛隊の訓練又は演習

● (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものと除く。）

● (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動

● b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの（同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

●a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げる情報を除く）

●b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a又はbを分析して得られた情報

●ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報

源、実施状況又は能力（イ a(b)に掲げるものを除く。）

二 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

- a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針
- b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究
- c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。）の種類又は数量
 - 武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成または通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ト 防衛の用に供する暗号
我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階
のもの
の仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府
等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずるこ
ととされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法
 - a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこ
れらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除
く。）
 - b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階の

ものの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

●ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）

防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

【別表第2号（外交に関する事項）】

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

- （a） 国民の生命及び身体の保護
- （b） 領域の保全
- （c） 海洋、上空等における権益の確保
- （d） 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、（a）から（c）までに掲げるものを除く。）

●b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）

a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものと除く。）

- （a） 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
- （b） 貨物の輸出又は輸入の禁止または制限
- （c） 資産の移転の禁止又は制限
- （d） 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
- （e）（b）の貨物を積載した船舶の検査
- （f） 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、（a）から（e）までに掲げるものを除く。）

●b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）

●a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除

く。)

- b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

- c a 又は b を分析して得られた情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

- ホ 外務省本省と在外公館との間に通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

【別表第 3 号】(特定有害活動の防止に関する事項)

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(b に掲げるものを除く。)

- (a) 特定秘密保護法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止
- (b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
- (c) 重要施設、要人等に対する警戒警備
- (d) サイバー攻撃の防止
- b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密と保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

● a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(b に掲げるものを除く。)

● b 外国の政府等から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

● c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

●ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

【別表第4号（テロリズムの防止に関する事項）】

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）

● (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

● (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備

● (c) サイバー攻撃の防止

● b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

● a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）

● b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

● c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

● ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

●ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる阻止に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）

(5) 以上55項目が特定秘密保護法でいう「別表該当性」の要件であり、これに「非公知性」及び「特段の秘匿の必要性」を加えたものが、「特定秘密」として刑罰によって保護される仕組みになっているのである。

以上を通観して指摘すべき第一のことは、「特定秘密」とされている事項が、おそらく作為的に曖昧な定義の下に拡大解釈が可能となるように曖昧な法的構成がなされていることである。その典型的な例は、「防衛に関する事項」「外交に関する事項」については異様に具体的で詳細であるのに対し、「特定有害活動」及び「テロリズム」防止についてはその基礎となるべき「特定有害活動」「テロリズム」の定義が曖昧であることである。「特定秘密保護法」(第12条)によれば、「特定有害活動」とは、「公になっていない情報のうちその漏洩が我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機またはこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、または輸入するための活動であって、その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、またはおそれのあるものをいう」としている(傍点筆者)。特徴的なのは「おそれ」の語の多用である。「おそれ」なる概念はいかようにも拡大解釈が可能なものである。

第二に「テロリズム」については「特定秘密保護法」(第13条第2項)は「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう」としている(傍点筆者)。これも「政治上その他の」「強要」「不安」「恐怖」といい、何れもいかようにも拡大解釈できるものであり、場合によっては大衆運動、平和反戦運動、デモ行進にも適用されるであろう。

(6) このように「特定秘密保護法」といい、その「運用基準」といい、実に広範囲で曖昧な事項を「特定秘密」としていることは一目瞭然であろう。その曖昧さは軍事のみならず、政治、治安、外交、経済など国政に関わることを全て「特定秘密」として刑罰で取り締まろうとすることから作られたものである。そして、テロリズム防止の名の下に、政府に対する批判、抵抗を一切かづくで抑えつけようとするのが特定秘密保護法であり、運用統一基準の本質なのである。

(以下次号に続く)

※ 原稿募集中。022-276-5160みやぎ憲法九条の会までファックスでお寄せ下さい。

※ 読者募集中。Eメールでみやぎ憲法九条の会のメールにご連絡ください。次号からお送りします。

みやぎ憲法九条の会

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台ビル 5階

電話 022-728-8812 ファックス 022-276-5160